

栃木県社会福祉士会会報



〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6
TEL 028-600-1725
FAX 028-600-1730

発行 栃木県社会福祉士会
発行責任者 大友 崇義
編集責任者 長 秀紀

31号

発行日 平成21年1月27日



羅針盤 「社会福祉士の新たな役割」

——— 社団法人 栃木県社会福祉士会長
大友 崇義



トピック 障害者支援分野における現状と課題 ～私の実践から～ (2名の報告)	2～3
福祉士紹介	4
今日の一冊	4
共同事務所通信	5
情報の広場 社会福祉士とは ～役割や仕事について～ 「平成20年度神経難病医療連絡協議会」に 出席して	6 7
みんなの声Q & A	8
委員会・ブロック通信	9～10
編集後記	10



1 栃木県社会福祉士会の状況

あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

2007年12月28日に念願の社団法人化を全国で20番目に達成し、早や1年が経過しましたが、会員の皆様をはじめ関係各位の積極的なご支援によって順調な滑り出しができましたこと厚く御礼を申し上げます。

さて、本会の20年度の予算は2300万円ですが、21年度はさらに事業量が大幅に増える見込みです。1987年に制度化された社会福祉士は既に全国で11万人を超え、会員数は約3万人となり、国際ソーシャルワーカー連盟(80か国：50万人)の中でも有力な国となっています。本県でも会員は350名となり、今後も着実に増加していくことが見込まれており、組織運営は、3人の副会長がそれぞれ組織開発部、ソーシャルワーク展開部、ソーシャルワーク支援部を担当し、3部10委員会を組織し、5地域にブロック制を敷き、会員の専門性の向上をはじめ県民福祉の向上、県や県社会福祉協議会から事業を受託することをはじめ、県、市の30を超える各種委員会・審査会等に40人余の会員を派遣するなど多彩な活動を展開しています。

2 社会福祉士の活躍が期待される社会情勢の変化

現代の社会福祉は、1970年に65歳以上の人口が7%を超えた時点から一変し、「少子高齢社会」の進行に伴う家族や地域基盤の変動に対応するため、全ての国民を対象とした普遍的な制度として発展してきました。

しかしながら伝統的な貧困、子ども、障がい者、高齢者の養護、療育、更生、介護などの課題に加えて新たなニート・ホームレス・ワーキングプア、育児不安、児童虐待、老人虐待、引きこもり、うつ神経症や自殺、家庭内暴力、無差別殺人などが増加し、今や、これらの課題はどの家庭から生じても不思議ではない時代になってきました。

これらの問題は現代社会の経済・政治・社会の変動と複雑に絡み合っており、単に社会保障・社会福祉制度の適用だけでは解決できず、ひとりひ

とりに個別に向き合い、家族や地域、職場などの生活基盤を補完・修復しながら、包括的で、専門的な援助が必要となっています。このような中で、人々が夢や希望を持って生き抜くことを支援するソーシャルワーカーである社会福祉士にはあらためて大きな役割が期待され、2007年12月に社会福祉士法が改正され、従来の相談援助業務に加えて「連絡調整業務」が新たに加えられ、保健医療をはじめ人権擁護、消費者保護、教育、雇用、司法、更生保護、住宅、まちづくり等の関係者との広範な連携が期待されるようになりました。

既に、2006年には介護保険法が改正され、地域包括支援センターに社会福祉士が始めて必置化され、2008年には全国の小中学校にスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）が配置される事業が開始され、2009年度からは更生保護分野にも社会福祉士が配置されるなどその任用領域は確実に拡大しつつあります。

また、社会福祉士会に対する期待も、県の福祉事務所から生活保護法の自立支援プログラムの実施の委任や県社会福祉協議会から権利擁護の相談業務の顧問が委託されるなど単的に示されています。一方、養成校の大学等においては福祉政策に直結した実践力を高める新カリキュラムに改正され、実習・演習が重視され、

実習施設、養成校、職能団体が一体となって実習の質を高めることが求められています。

今後、社会福祉士は、①総合相談援助（権利擁護）、②日常生活援助（ソーシャルケア）、③地域援助（ネットワーク・コーディネート）、④組織運営管理（マネジメント）に関する専門力量が本格的に期待される時代を迎えています。

3 社会福祉士の今後の役割

このような情勢を踏まえて、社会福祉士の専門力量を深めるため中央では専門社会福祉士制度が構想されており、その専門性の涵養を図るためには、人間の全体性を支援する特長を持つソーシャルワークの深化が必要であり、多くの人々の叡智の結集のもとに本会の組織を基盤として、会員同士をはじめ広範な関係者との協働作業を計画的に積み上げていく研鑽が重要です。このため「とちぎソーシャルワーク共同事務所」を構成する医療社会事業協会、介護福祉士会、ホームヘルパー協会、ソーシャルワーカー協会、精神保健福祉士会（新規加盟）と手を携えながら県民の皆様や関係機関の方々から真に信頼されるような専門家集団として努力していく所存ですのでよろしくお願いいたします。

トピック

障害者分野は、障害者自立支援法により、サービス体系の見直しが行われ、さらにより現状にあった制度にするための模索が続いています。今回は、そんな障害者支援分野における現状と課題について、従事している社会福祉士2名の方に語っていただきます。

障害者支援分野における現状と課題 ～私の実践から～

社会福祉法人恵友会 障害者自立支援センター桜花 池谷 友夫



障害者自立支援法が施行されて3年を経過しようとしているが、この間、障がい者の方やサービス提供事業所にさまざまな問題が生じている。

私が運営を任されている施設は、障害者自立支援法が施行された平成18年10月に障害者自立支援法の下で就労移行支援、就労継続支援B型の事業を始め、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の三障害の方の受入れを行ない、30名ほどの利用者が企業から受注している下請け作業と、自主生産品として米粉を使ったパンの製造販売を行っている。

障害者自立支援法のポイントの一つに、障がい者を種別で捉えず、地域の中でニーズに応じた支援をし自立を促していくこととある。自立するためには生活が成り立たなくてはならない。そのために新法では新たに「就労移行支援事業」を制度の中に取り入れた。この制度は2年間という期間限定の中で、施設は就労に向けた取り組みをし、一般就労に結びつける必要がある。障害者自立支援センター桜花は、障がい者の就労支援に対して積極的な取り組みを行い、この2年の間に6名の方を就労に導くことが出来た。利用者の意向を

捉えさまざまなニーズを解決して、2年の間に就労に結びつけることは、困難な作業である。しかし、この間に就労に届かなかった利用者は、その後の行き場がなくなってしまう、引き続き施設での支援を希望する方は、他の事業を利用することになり、再び始めから支援計画を立て直すことになってしまう。そのため、桜花では10月に「生活介護事業」を取り入れ、三つある事業の中から利用者の入れ替えを行っているのが実情である。

次に、「就労継続支援B型事業」は、就労に結び付けることは困難である方に働く場を提供し、工賃を得て地域で生活ができるようにする事業である。利用期間の期限はないが、作業工賃がある程度確保できないと地域での自立は困難となる。そのため、この事業を行っている事業者に対し国は「工賃倍増計画」を立案し、3年後までに現在の平均工賃を倍にする計画を出させている。平成19年度において就労継続支援B型利用者の全国平均工賃は13,000円なので、その倍の

26,000円が目標となる。すなわち、障害者基礎年金と併せ10万円程度となり、グループホームなどを利用し地域で自立した生活が可能となるという考えである。

しかし、ここで大きな問題が生じてくる。作業能力の高い利用者が無事就労することができ施設を退所してしまうと、施設全体の作業量が落ち必然的に工賃も下がってしまうことになり、「就労と工賃倍増」を同じ土俵で行うことは本末転倒ではないだろうか。利用者の意向を組み、さまざまなニーズを捉えながら2年の間に就労を目ざすのは困難であり、かつ工賃倍増に向けた取り組みを達成するために、何より施設運営の基盤が充実されなければならないと思う。

おそらくこの原稿がでる頃には、施設利用のための利用者負担額や報酬単価も決まるような見通しである。この間、障がい者の自立支援に向け試行錯誤しながら取り組んできたが、制度に翻弄された2年間であったような気がした。

障害者分野における現状と課題 ～私の実践から～

足利障害者相談支援センター(社会福祉法人 愛光園) 長 秀紀



私の勤務する足利障害者相談支援センターは、障害者自立支援法による市町村地域相談支援事業に位置付けられている指定相談支援事業所です。当センターは、平成15年より栃木県と足利市より委託を受け、平成18年からは足利市より社会福祉法人 愛光園と社会福祉法人 足利むつみ会、医療法人社団 孝栄会が委託を受けて、各法人より相談支援専門員および相談支援従事者、相談員の計5名が派遣されて、足利市総合福祉センターの2階のセンター事務所に詰めて相談に対応しています。対象は身体・知的・精神の障害がある方およびその家族や関係者となっています。また、発達障害や高次機能障害など障害者手帳の交付を受けていない方についても相談に乗っています。相談の内容については、家族の介護負担の軽減や日中活動について、福祉用具について、障害や病気について、精神的な不安定についてなど様々な相談が寄せられます。相談員はそれぞれの相談者の主訴や課題を受け止め、必要に応じて、生活状況のアセスメントを通して明確にし、そのニーズの実現に向けて支援していきます。また、他の機関とも共同で研修会などを開催して、関係機関

との連携や障害に関する理解を広めることもしています。

さて、私も相談員の一人として、日々様々な相談に対応させていただいています。そのなかで感じることは色々ありますが、最近は“チームバチスタ”になぞって、“チーム〇〇(障害のあるご本人の名前)”の一員として、ご本人が「生きていることが楽しい、元気に暮らせている」と思っていただけのような支援をしていきたいと考えるようになりました。そのような障害のある方の支援をしていく中でいくつかの課題を挙げたいと思います。

一つ目は、セルフケアマネジメントの重要性についてです。これは名前のごとく自分の責任で生活をマネジメントするということです。これは当然のことですが、サービスを利用して生活するとなると、サービス利用の公平性などの問題もあり、サービスのマネジメントになりがちで、制度上の専門職として対応していきなかつた、ついついセルフケアマネジメントについて忘れがちになってしまいます。現在の障害者制度は、障害者自立支援法により、障害程度区分という判定

(介護保険という要介護度)によって一部のサービスについては利用の制限または利用ができません。つまり、全員の方ではありませんが、人によっては自分の責任で生活をマネジメントするのに必要なサービスが、障害区分によって利用できるものそうでないものが出てきてしまっているということです。これについては、制度のサービス利用の使い勝手の改善も一つの課題ですが、サービスのマネジメント以外にもそれ以外の社会資源について目を向けて、本人と一緒にマネジメントしていく視点が必要だと思います。

二つ目は、ヘルパーの人員不足です。これは、生活をマネジメントしようとしてもサービスがないという事態で深刻な問題です。全国的な介護職員の不足は深刻で早急に対応策を打ち出す必要があると考えています。今回の介護報酬の見直しによって、介護職が充足されるかは今後の情勢を見守りたいと思います。

最後に三つ目は、障害者自立支援法によって、市町村によるサービスの一元化がなされましたが、これは同時にその地域でいかに障害のある方が自立して生き生きと生活していけるかが試されているということです。関係機関の連携が必要ということは、以前から重要視されてきましたが、この法律を機に顔の見える連携がより重要でないかと考えています。形だけの連携にならないよう、その核となる地域自立支援協議会の在り方についても関係機関と一緒に議論を詰めていかなければならないと考えています。

以上、業務内容と課題を挙げさせていただきましたが、障害を持つ方が、セルフケアマネジメントにより地域で生き生きと生活するために、より高い質の支援を模索していけたらと考えています。

福祉士紹介

このコーナーは、県内で活躍する社会福祉士の方を紹介するコーナーです。社会福祉士としての抱負を語ってもらいました。

- ①氏 名
- ②勤 務 先
- ③職 種
- ④趣味・特技
- ⑤社会福祉士としての抱負

①萩原睦美

②大田原市中央地域包括支援センター

③社会福祉士

④観劇

⑤地域の高齢者本人だけにとらわれる



ことなく、家族や地域で暮らす人々にも十分目を向けられるような仕事をしていきたい。また、地域で暮らす高齢者がかかえる困り事に迅速に対応できるよう、地域活動の中核となる機関や人物、関係機関

と連絡を取り合えるような関係作りに取り組んでいきたい。現在は経験が浅いため戸惑う事も多いので、栃木県社会福祉士会県北ブロックの活動に参加し多くの経験豊かな社会福祉士等と交流を持つことでたくさんの事を学んでいきたい。自分が学ぶだけではなく、各領域で活躍する社会福祉士の方々が有意義な研修や交流の機会を持てるよう、栃木県社会福祉士会県北ブロック事務局の一員として活動していきたい。

今日の一冊

このコーナーでは、広義に社会福祉につながる一冊を紹介します。今回は『なみだ』を紹介します。

なみだ ももち麗子 著

講談社 2001

檀 潤 勝 (鹿沼市役所)

今回は講談社発行の漫画雑誌「デザート」にて不定期連載中の「問題提起シリーズ」から、セクハラをテーマとして取り上げた『なみだ』を取り上げたい。「問題提起シ



リーズ」とはももち麗子による作品であり、10代の少女の視点から、万引きや家庭崩壊などの社会問題をテーマとして取り上げており、読者を傍観者にとどめることなく作品世界に引きずり込むリアルな描写には

定評がある。

舞台はテニスの名門「音羽女子高校」。そのテニス部顧問である「東堂シゲル」の、テニス部員を始めとする女子生徒に対するセクハラ行為が巻き起こす騒動を、テニス部部長「鈴木チカ」の視点から描いている。東堂の下ネタやボディタッチなどのセクハラ行為には目に余るものがあるが、それと同時に東堂のテニス部顧問としての実力には目を見張るものがあり、インターハイ出場を夢見るテニス部員たちは東堂のセクハラ行為を表立って訴えようとはしない。

さらに、等しく被害者であるはずの部員の側も決して一枚岩ではない。裁判を起こそうとするチカを止めようとした「松野えみ」の一言、「男って昔からそういう生き物だし仕方のないことなんだよ」に対して、チカが「女に生まれてきた以上仕方のないことがたくさ

んあるということ」と一瞬でも考えてしまったことは、セクハラがジェンダーに深く根差した問題であることを大いに象徴している。

しかし、チカが学校の放送室に乗り込みセクハラ被害を訴えたことにより東堂は懲戒免職となる。その前にチカが思った、「きっと一生のうち何度かどうしても妥協できないときもある」という思いは、何もセクハラにとどまることなく、何らかの問題を解決するためにソーシャルアクションを起こそうとする側が共有すべき思いとして記憶にとどめておく必要があると私は考えた。

あらゆる男性、そして女性が常にセクハラの当事者となる可能性を秘めており、是非一読をお勧めする。

共同事務所通信

栃木県社会福祉士会の入っている事務所は5団体で構成されています。今年の4月からは、精神保健福祉士会も加わり6団体の構成となります。今回は既存の団体ということで5団体の紹介をします。

【栃木県医療社会事業協会】

創立年月日：昭和30年1月1日

会 員 構 成：栃木県内に勤務、または在住する医療社会事業従事者（所属機関としては、病院・介護老人保健施設・健康福祉センター・その他福祉関係職等

会 の 目 的：この協会は、栃木県における医療社会事業のさらなる発展を期するため、会員相互の協力によりその資質を高め、公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与する。

会 員 数：128名（2009／1／1現在）

【栃木県ホームヘルパー協議会】

創立年月日：昭和46年12月2日

会 員 構 成：栃木県内のホームヘルパー活動（有償ボランティアを含む）に従事する者、介護保険関係事業所とし役員会で適当と認められた者とする。

会 の 目 的：ホームヘルパー自らの職務能力の向上と調査・研修を通して、ホームヘルパーの社会的地位の向上を図る。

会 員 数：25名

【栃木県社会福祉士会】

創立年月日：平成6年5月23日

会 員 構 成：日本社会福祉士会の会員であって、栃木

県内在住又は勤務の者

会 の 目 的：社団法人日本社会福祉士会の栃木県支部として、栃木県における社会福祉士の倫理の確立、専門的技能の研磨、社会福祉士資格制度の改善、充実及び発展を図り、もって社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。

会 員 数：350名

【栃木県介護福祉士会】

創立年月日：平成4年2月1日

会 員 構 成：社団法人日本介護福祉士会の会員であって、栃木県内在住の者又は栃木県内に勤務している者

会 の 目 的：介護福祉士の職業倫理及び専門性の確立、介護福祉に関する専門的教育及び研究の推進並びに介護に関する知識の普及を図り、介護福祉士の資質及び社会的地位の向上に資するとともに、国民の福祉の増進に寄与する。

会 員 数：490名

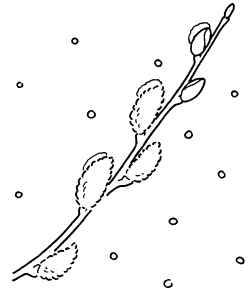
【栃木県ソーシャルワーカー協会】

創立年月日：平成4年2月1日

会 員 構 成：社会福祉保健医療関係者・教師・マスコミ・ボランティア等々の、趣旨に賛同する者

会 の 目 的：社会福祉、保健医療関係者等の諸分野における実践と研究の交流を通してソーシャルワーク関係者の資質と専門性の向上を図るとともに、関係団体の連携を推進し、社会福祉、保健医療等の増進に資する。

会 員 数：100名



情報の広場

このコーナーでは、福祉に関する情報を発信していきます。
今回は、①社会福祉士とは～役割や仕事について～、②「平成20年度神経難病医療連絡協議会」に出席して、を掲載します。

社会福祉士とは ～役割や仕事について～

足利市社会福祉協議会 赤坂 誠

社会福祉士は、昭和62年5月の第108回国会において制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。

社会福祉士の仕事は

「社会福祉士及び介護福祉士法」には、社会福祉士とは「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とされています。

具体的には、1) 児童福祉法関係施設（児童相談所、養護施設、知的障害児施設等）、2) 身体障害者福祉法関係施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設等）、3) 生活保護関係施設（救護施設、更生施設等）、4) 社会福祉法関係事業所（福祉事務所、社会福祉協議会等）、5) 売春防止法関係施設（婦人相談所、婦人保護施設等）、6) 知的障害者福祉法関係施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設等）、7) 老人福祉法関係施設（特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター等）、8) 母子及び寡婦福祉法関係施設（母子福祉センター等）、9) 医療法関係施設（病院等）などにおける、相談・援助業務があげられます。

※社会福祉士資格は、国家資格ですが医師や弁護士のように「業務独占」の資格でなく、「名称独占」の資格です。「名称独占」とは、資格をもたない者が、「社会福祉士」という名称を勝手に使用してはならない

ということで、社会福祉士資格をもっていなければ、上記の業務につけないということはありません。しかし、社会福祉士資格をもっていることは、専門職としての水準の高さを表すものであり、今後有資格者が増加すれば、将来的に実質的な業務独占状態になることも考えられます。

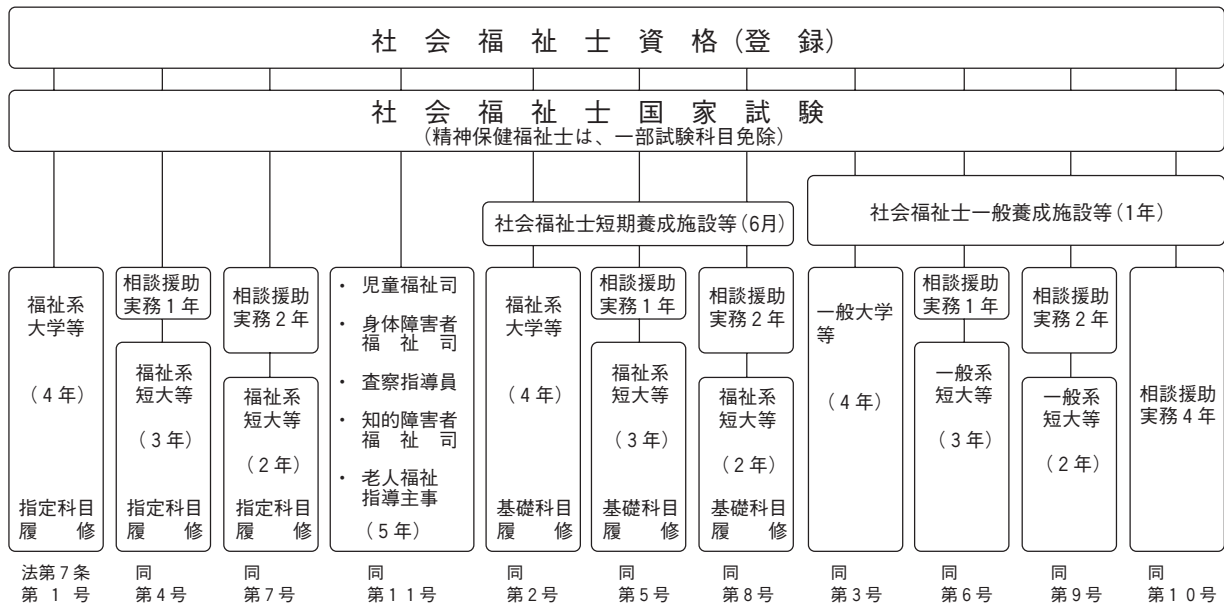
社会福祉士になるためには

社会福祉士になるためには、厚生大臣が指定した指定試験機関である(財)社会福祉振興・試験センターが実施する「社会福祉士国家試験」に合格しなくてはなりません。この国家試験を受験するためには、法律に定められた受験資格が必要です。

受験資格を得る方法には、大きく分けて次の8種類のコースにわかれます。

1. 福祉系大学（4年制）などを卒業した者
2. 福祉系短大などを卒業した者
3. 法的職種を経験した者
5年以上、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、査察指導員の経験がある場合（法第7条第11号）
4. 一般大学（4年制）を卒業した者
5. 一般系短期大学（3年制の専修学校等）を卒業した者
6. 一般系短期大学（2年制）を卒業した者
7. 上記(1)～(6)に該当しない者
4年間の実務経験（指定施設における指定業務経験）があり、かつ、一般養成施設など・通信課程（1年間）を修了した場合（法第7条第10号）

【社会福祉士資格取得ルート図】



「平成20年度神経難病医療連絡協議会」に出席して

下都賀総合病院 医療福祉相談室 岡泉 ゆみ子

昨年12月、とちぎ健康の森において「神経難病医療連絡協議会」が開かれました。社会福祉士会を代表して出席しましたので、ここにご報告を致します。

会議では神経難病患者の療養生活を支援する県内の医療関係者、行政担当者等40名が、現状確認と意見を交わしました。

主な支援事業として医療ネットワークと在宅支援があります。

☆ 神経難病医療ネットワーク推進事業では医療ネットワークを通して適時・適切な入院施設の確保や在宅療養を支援し、患者のQOL向上に資することを目指しています。

県内の医療機関を拠点病院、基幹病院、協力医療機関にわけ、事業体系を新たにしました。

拠点病院は3ヶ所(獨協、自治、国際医療福祉)で神経難病医療ネットワーク推進事業の中核を担い、難病医療専門員、難病連絡相談員を配置し拠点病院間の連絡調整を担います。

基幹病院は20ヶ所程度、病状悪化時や長期の入院を受け入れます。

協力医療機関は30ヶ所程度、在宅診療を行い、または事業に協力をします。

相談支援は主治医等から難病医療専門員・難病医療連絡相談員を通して行います。

☆ 在宅支援では在宅難病患者・家族支援事業があり、

介護者の負担軽減のための支援、地域における入院施設の確保等、支援体制の充実、強化を図ります。

1 難病患者在宅支援事業(県単独新規)

①一時入院支援事業・人工呼吸器装着した在宅療養(児)者の入院を受け入れた医療機関に助成金を給付

②介助人派遣事業・人工呼吸器を装着した、および気管切開を行った在宅療養(児)者を介護する家族等に介助人を派遣

2 小児慢性特定疾患患者訪問看護事業(県単独新規)

診療報酬(1日3回まで)を超える回数の訪問看護が必要と主治医が認めた場合に助成する。

3 対象者の拡大・筋ジストロフィー患者、特定疾患の更新で不承認になった者、特定疾患の以外の患者など、制度の隙間にある患者が介助人派遣事業を利用できる。

これらの事業が難病患者の生活を支援しています。

今回から社会福祉士会、医療社会事業協会、ケアマネジャー協会、看護協会、訪問看護ステーション協議会の会員が加わり、地域で暮らす神経難病患者の支援について医療、福祉関係者の強固なネットワークが期待されていました。

次回会議は今年3月です。当事者に近い会員皆様のご意見を会議でお伝えしたいので、社会福祉士会事務局、または岡泉までご連絡下さい。

みんなの声 Q&A

このコーナーは、福祉に関する事柄について社会福祉士が解説するコーナーです。今回は障害のある方の支援分野からです。

Q：障害者自立支援法ってどんな法律ですか？

A：障害者自立支援法とは、平成17年10月に法律がで
き、翌年の平成18年4月から施行された法律です。
いままでの障害者の制度は、身体・知的・精神の
それぞれの障害にわかれた法律によりサービスを
提供していました。平成15年に障害者支援費法が
施行されても、精神障害の方のサービスについて
は、別の法律から提供されていて、しかもサービ
スのメニューがあまり整えられていませんでした。
また、地方自治体によっては、サービスの提供体
制が不十分であり、必要とする人々すべてにサー
ビスが行きとどいていないこと、働きたいと考
えている障害者に対して就労の場を確保する支援が
十分でないこと、サービスの支給決定のプロセス
が不透明で全国共通の判断基準に基づいたサービ
スの利用手続きがされていないこと、などの問題
点があり、障害者自立支援法が制定・施行されま
した。今回は、ホームヘルプなどのサービス利用
を中心に説明します。

サービス内容は以下のようになっています。

【サービスの利用の流れ】

障害程度区分認定調査項目の調査⇒②一次判定(市町
村)⇒③二次判定(審査会)※主治医意見書と一次判定
資料で区分決定⇒④障害区分の認定(区分1～6)⇒⑤
社会活動や介護者住宅等の状況をかんがみてサービ
スの利用意向の聞き取り⇒⑥暫定支給決定⇒⑦個別支援
計画(必要な人に)⇒⑧支給決定⇒⑨利用開始(希望す
る施設との契約⇒利用)⇒⑩必要に応じて支援計画の
見直し

訓練等給付の場合は、②～④までは省略されます。

【サービスの内容】

介護給付 ホームヘルプ・重度訪問介護・行動援護・療
養介護・生活介護・児童デイサービス・ショートステ
イ(短期入所)・重度障害者等包括支援・ケアホーム・
施設入所支援

訓練等給付 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・
グループホーム

→以前は居宅と施設サービスが分けられて障害種別に
分けられていましたが、3障害横並びになりました。
しかし、どの障害でもすべてのサービスが受けられる

ということにはなっていません。また、サービスに
よっては区分で利用が限定されているものもあります。

【月額利用上限額】平成20年緊急措置後の現在の上限額

	月額負担額 上限	居 宅	通 所
市町村民税課税世帯(一般)	37,200円	9,300円	9,300円
市町村民税非課税世帯(低所得2)	24,600円	3,000円	1,500円
同上で年間収入80万円以下(低所得1)	15,000円	1,500円	1,500円
生活保護世帯	0円	0円	0円

※上限額とは、利用者1割負担における月の支払の頭
打ちの金額です。施設利用の場合と児童の場合は、
若干上限額が異なります。施設利用の際の食費や光
熱費などについては、別途自己負担となります。

【その他自立支援法で明記されている事業】

自立支援法に定める事項として、他に「自立支援医
療(更生医療・育成医療・精神通院医療)」、「補装具
(車いす等)の支給」、「地域生活支援事業」(上記の
サービス以外の市町村・都道府県の判断で決定する
サービス)があります。

紙面上の都合で、全ては掲載できませんので、厚生
労働省のHP等をご覧ください。

(長)

※読者の方から、今後32号は高齢者支援分野、33号は
矯正(刑余者支援)分野、34号は自立支援分野(生
活保護)分野というように質問を募集します。

【募集内容】：次回32号では高齢者支援分野(介護保険
など)における質問にお答えいたします。
社会福祉士に答えていただきたい質問が
ありましたら、栃木県社会福祉士会
(ファックス028-600-1730)まで、「み
んなの声Q&A」と書いて質問内容をそ
の下に書き送信してください。ご質問の
問い合わせが多い場合は、抽選にて掲載
させていただきますのでご了承ください。
次回の質問の締切りは平成21年4月30日
(金)です。なお、掲載につきましては応
募者の名前は掲載いたしません。



委員会・ブロック通信



このコーナーでは、栃木県社会福祉士会の委員会・ブロックのH20年10月～H21年6月までの活動・事業報告ならびに今後の予定を紹介しあいます。各委員会・ブロックとも特色のある活動・事業を展開していますので、是非活動に参加してみてください。お問い合わせは、栃木県社会福祉士会が各委員会・ブロック担当までお願いします。



調査研究委員会

若倉 健

調査研究委員会では、「社会福祉研究」の発刊に向けて編集作業を進めて行きたいと思っています。発刊に向けて原稿の投稿を引き続き募集しています。体裁はどのような形でもかまいません。職場の報告や考えていることなど、内容は問いません。是非、よろしくお願いいたします。また、あわせて、編集作業に関わってくださる会員を募集いたします。



地域包括支援委員会

寺内 貞雄

委員会の活動については、3回シリーズで「高齢者虐待を考える」というテーマで研修会を開催しています。第1回目は「高齢者虐待を取り巻く社会的背景」について平成20年11月22日に行われ、41名の参加がありました。第2回目は1月24日に「他職種とのネットワーク」についてパネルディスカッションを行いました。さらに、第3回目は、2月21日に「高齢者虐待事例から考える」ということでの演習を予定しています。会員の皆様の参加をいただき、一緒に考えていきたいと考えています。



研修交流支援委員会

千葉 加代子

研修交流支援委員会では、毎月1回の委員会を開催しています。昨年11月7日(日)には、日本ソーシャルワーク協会会長の鈴木五郎氏を講師にお招きし、基礎研修会を開催いたしました。当日の参加者は54名。今年度は、開催時期を年度初旬ではなく、11月にしたことで、余裕を持って周知広報が行え、例年より多くの方に参加いただけました。鈴木先生の講義は、大変好評であり、アンケートでは、次年度に向け様々な意見をいただくことができました。基礎研修会は、毎年行う研修の為、今後もよりよい研修会作りを検討していきます。また、3月には「若年性認知症の理解と家族支援」をテーマに研修会を開催する予定です。日時は3月8日(日)13時よりパーティとちぎ男女共同参画センター研修室302で開催予定です。皆様ふるってご参加ください。



生活保護自立支援専門委員会

太田 芳一

自立支援専門員業務は、栃木県の下都賀福祉事務所、芳賀福祉事務所、那須福祉事務所及び塩谷福祉事務所の4福祉事務所管内において実施されていますが、自立支援の対象者が増え、各自立支援専門員も3人増員して1月から全部で12人体制(男女各6名)にて実施することになります。自立支援専門員がそれぞれ持ち味を発揮し、一部稼働を含めて稼働につながったり、十年余の病弱からの引きこもりから脱してハローワークへ日参するようになったり、受給者の自立支援に少しずつ成果をあげつつあります。



五団体関連委員会

原田 欣宏

「地域住民への地域貢献」を具体的な形にできないか考えています。ご興味のある方はぜひご一報ください。

社会福祉士会でも研修やセミナーの企画をしていますが、地域に根ざす皆さんの活動に対して支援するような仕組みがあってもよいのではないかと考えています。例えば「地域で認知症高齢者を支えるネットワークを作りたい」とか、「障害をもつ家族に対する支援ネットワークを作りたい」といった思いを持っている方はいらっしゃいませんか。実現に向けた取り組みに共同事務所で参画し、一緒に作り上げていければと思っています。



組織広報委員会

長 秀紀

平成20年12月に委員会を開き、ホームページ内容と今回の31号会報、それ以降の会報の内容について検討しました。今回の会報より、会員以外の関係機関の方にも配布させていただくことになりました。またまだ、未熟な会報誌ですが皆様に有意義な情報をこれから発信していきたいと考えています。

また、当委員会では広報に関心のある会員・準会員の方を募集しています。勤務先の広報などに携わっている方など大歓迎です。もし広報活動に参加してみたいという方は、栃木県社会福祉士会までご連絡ください。



福祉総合相談委員会

西村 一志

「西村さん、癒しの面接はできていますか」と私に問いかけてくれた、恩人の言葉をきっかけに私は援助技術を模索し始めました。自分の仕事のやり方を棚に上げて、「制度が悪い、行政が動かない、住民の理解がない」等々の不満に対する最良の問いかけをしてくれたのです。自分がクライアントにどう関わったのかを振り返ると、繋いだ・介助した・紹介した・調整した等の手配する人になっていた。それでいい場合もあるが、私には不全感が残った。そんな時にスーパービジョンの研修に参加して、自分の仕事を真摯に振り返る事ができた。以前に学んだはずだった、奥川幸子先生・尾崎新先生・福山和女先生・渡部律子先生の著書を読み返した。ようやく援助職者として、スタートできた段階が私です。

平成20年10月11日・12月13日とこの委員会でグループスーパービジョンを行いました。それぞれ2名ずつ新たに参加していただきました。参加していただいた方にはそこで何かを得ることで、クライアント及び関係者との援助関係が良好になれるように役立てていただければと思います。

私はスーパービジョンを行うことで援助の基本である、傾聴・要約・感情の反射と明確化・保証と再保証・支持・提案・焦点化などが理解できるようになりました。それも一緒に活動してくれる仲間のおかげです。そして、良き指導をしていただけるスーパーバイザーが私たちにいることが最善の宝です。この場を借りて一緒に勉強をしてくれる皆さんに謝意を申し上げます。ありがとうございました。



福祉総合相談



県北ブロック

副ブロック長 福原 健治

県北ブロックでは、今年度『対人援助』をテーマに研修を続けていますが、第3回目は、予定通り11月8日に国際医療福祉大学の学生相談室カウンセラーで臨床心理学の小林真理子先生をお招きして、『ケースワークの基本』を学ぶことが出来ました。

その内容は、2人組みになったり少人数のグループになったりしてゲーム形式に進めてくださったため、研修終了後のアンケート結果では参加者全員から楽し

かったという回答をいただきました。

ご意見としては、「分かりやすい事例演習だった。」「先生の話し方や進め方が心地よかった。」「実際にエクササイズをやることで、難しさやポイントが理解できた。」「ロールプレイを通してカウンセリングの面白さを知った。」「カウンセリングの研修をシリーズ化して欲しい。」というありがたい言葉をいただくことができ、役員一同研修の成功を実感しました。

今後の予定は、3月7日にとちぎ協働デザインリーグばばらさんとの共催で、地域の行政、民生委員、自治会、ボランティア団体、一般市民等を集めて、顔の見える研修で『安心して暮らせるためにみんなで考えよう』と題してシンポジウムとグループワークを計画



しております。目標は100名を集める予定ですので皆さんもぜひご参加ください。

県北ブロック研修会風景



県央ブロック

立川 正史

県央ブロックでは引き続き、地域包括支援委員会との共同で研修を企画しています。その他、会員活動助成支援事業での活動も継続支援中です。また、新たにブロック委員への参加申し込みもありました。こちらも引き続き参加募集中ですので、お申し込みよろしく願いいたします。



県東ブロック

小田戸 豊行

県東ブロックでは、平成21年1月23日(金)の「認知症を学ぼう」の研修を行いました。身近なところで自分の興味がある内容をアットホームな雰囲気の中、仲間と勉強していくことを目的としました。昨年度に引き続き2回目で、年に1回しか行えていない研修ですが、近くの社会福祉士の仲間が集まればと、企画しました。今後も、地域の社会福祉士が顔の見える関係、仲間になれるよう活動していきますので、機会があればぜひ覗いてみてください。また、県東ブロック委員として活動してくれる方も随時募集しておりますので気軽に参加してもらえると嬉しいです。

編集後記

新しい年を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。風邪などひかめよう体調に気を付けてこの冬を乗りきりましょう。

(原)